○新潟県柏崎市入札監視委員会設置条例

平成24年３月22日条例第８号

新潟県柏崎市入札監視委員会設置条例

（設置）

第１条　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、市が発注する建設工事に関し、入札及び契約手続の透明性並びに公正な競争を確保するため、市長の附属機関として、柏崎市入札監視委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　委員会は、市長の諮問に応じ、市が発注する建設工事に係る次の事項を調査審議するものとする。

（１）　入札及び契約手続の運用状況等に係る報告に関すること。

（２）　委員会が抽出した建設工事の発注内容に関すること。

（３）　入札及び契約手続並びに指名停止等の措置に係る再苦情処理に関すること。

２　委員会は、前項の事項に関し、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第３条　委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審議その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、市長が委嘱する。

２　委員会は、委員５人以内で組織する。

３　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第４条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成24年４月１日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正）

２　新潟県柏崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表１中

「職員倫理審査会委員	1日につき　13,000円	〃　」

を

「職員倫理審査会委員	1日につき　13,000円	〃
入札監視委員会委員	1日につき　13,000円	〃　」

に改める。

○新潟県柏崎市入札監視委員会設置条例施行規則

平成24年３月30日規則第27号

新潟県柏崎市入札監視委員会設置条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、新潟県柏崎市入札監視委員会設置条例（平成24年条例第８号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員長）

第２条　柏崎市入札監視委員会（以下「委員会」という。）に委員長を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　委員長は、議長として委員会の議事を運営する。

４　委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（委員会の招集及び会議）

第３条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第４条　委員会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第５条　委員会の庶務は、財務部契約検査課において処理する。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成24年４月１日から施行する。

（特例措置）

２　第３条第１項の規定にかかわらず、この規則の施行日以後最初に開かれる会議は、市長が招集するものとする。

柏崎市入札監視委員会の運営に関する事務処理要領

（趣旨）

第１条　この要領は、新潟県柏崎市入札監視委員会設置条例（平成２４年条例第８号。以下「条例」という。）及び新潟県柏崎市入札監視委員会設置条例施行規則（平成２４年規則第２７号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第２条　条例第１条の市が発注する建設工事とは、柏崎市又は柏崎市ガス水道局（以下「市」という。）が発注する建設工事のうち、柏崎市財部部契約検査課が入札及び契約手続を行う予定価格が１３０万円を超えるもの（以下「工事」という。）をいう。

（委員会の事務）

第３条　条例第２条第１項に規定する委員会の所掌事務として調査審議する内容は、次に掲げるものとする。

⑴　入札及び契約手続の運用状況等に係る報告に関する次の内容

ア　市が実施した入札及び契約事務手続に関する内容

イ　柏崎市建設工事請負業者等指名停止等措置要領に基づく指名停止した内容

ウ　談合情報に対応した内容

⑵　委員会が抽出した工事の発注内容に関する次の内容

ア　制限付一般競争入札及び公募型指名競争入札に係る参加資格要件の設定理由

イ　指名競争入札に係る指名の理由

ウ　随意契約とした理由

⑶　入札及び契約手続並びに指名停止等の措置に係る再苦情処理に関する次の内容

ア　市の入札及び契約手続に関して申し立てた苦情に対する回答に対し、再度申し立てる苦情

イ　市の指名停止等の措置等に関して申し立てた苦情に対する回答に対し、再度申し立てる苦情

（会議の開催方法）

第４条　規則第３条に規定する委員会の会議は、おおむね４か月に１

回開催する。

2　前項の規定にかかわらず、委員長が特に必要と認める場合は、臨時会議を開催することができる。

3　会議及び臨時会議は原則として公開し、議事の概要は原則として公表する。ただし、新潟県柏崎市情報公開条例(平成１０年条例第５号)第６条第２号及び第３号に規定する非公開とする情報が含まれる事項について審議する会議は非公開とし、その議事の概要も公表しない。

（会議への報告）

第５条　第３条第１号の報告に係る調査及び審議については、次に掲げる資料により行うものとする。

⑴　発注工事総括表（別記第１号様式）

⑵　契約方式別工事一覧表（別記第２号様式）

⑶　指名停止措置一覧表（別記第３号様式）

⑷　談合情報対応状況説明書（別記第４号様式）

⑸　再苦情処理説明書（別記第５号様式）

⑹　前各号に掲げるもののほか、入札及び契約手続に関する資料

2　第３条第１号に規定する報告事項に係る調査及び審議する対象工事は、会議の開催日の属する月前４月間において契約した工事とする。

（対象工事の抽出）

第６条　第３条第２号に規定する工事の抽出は、契約方式別工事一覧表のうちから、委員会が無作為に行うものとする。

2　前項に規定する抽出は、会議開催日のおおむね２週間前までに行うものとする。

3　委員会は、第１項に規定する抽出の事務を、あらかじめ委員長が指定した委員に委任するものとする。

（抽出された工事の説明）

第７条　抽出された工事に対する説明は、契約方式ごとに抽出事案説明書(別記第６号様式の１から別記第６号の４様式まで)及び附属資料により行うものとする。

2　前項の説明は、契約検査課長が行うものとし、工事概要等につい

ては必要に応じ、当該工事の施工担当課長が行うものとする。

3　第１項の抽出された工事に関する附属資料は、次に掲げるものとする。ただし、契約方式により該当する資料がない場合は、この限りでない。

⑴　参加資格及び指名審査等関係資料

⑵　入札設計書等に関する質問・回答関係資料

⑶　入札調書等の入札関係書類

⑷　積算疑義申立てに関する書類

⑸　建設工事請負契約書

⑹　その他委員会が求める資料

（意見の公表）

第８条　委員会は、条例第２条の規定により市長に対し意見を述べたときは、その意見を公表するものとする。

（意見の反映）

第９条　市長は、前条の規定により委員会から意見の具申を受けたときは、必要に応じて所要の措置を講じなければならない。

（委員の除斥）

第１０条　委員は、自己又は３親等以内の親族の利害に関係のある審議に加わることができない。

附　則

この要領は、平成２４年４月１日から施行する。